

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧に かかる療養費の支給について

拝啓 日頃は健康保険組合の事業にご理解・ご協力いただき、御礼申し上げます。

さて、平成31年1月から「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師（以下、「施術者」と言う）の施術に係る療養費について、施術者と行政が受領委任の契約を締結することにより、受領委任規程に基づき行政による指導監督等が行われる受領委任の取扱いが導入されました。

なお、保険者がこの受領委任に参加するか否か、委任を終了するか否かについては保険者の裁量によるものとされております。

これを受け、当健康保険組合では当該療養費の支払い方法について、臨時組合会において審議を頂いた結果、従来の支払い方法「償還払い（代理受領）」（はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術料（以下、「当該施術料」という）については、患者と施術者等の契約に基づく委任請求を受け、療養費は当健康保険組合が施術者等に給付するもの）から、健康保険法第66条・87条の原則に則った「償還払い」（施術料全額を施術所で支払い、被保険者からの申請と領収書原本に基づき当健康保険組合が被保険者または患者に給付するもの）へ移行する決定となりました。

つきましては下記のとおり、平成31年1月施術分からを対象とし取り扱いを変更いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本ご案内は過去2年間の受診履歴をもとに送付させていただいております。

敬具

記

1. 変更内容

平成31年1月施術分より、**償還払い**での支払い方法となります。

（窓口で施術料の全額を支払った後、被保険者が健保に療養費の申請を行う方法）

※なお施術者へ『31年1月施術分より加入している保険者が償還払いの支払い方法になった』という旨をお知らせください。

2. 申請方法

①施術料の全額を施術所窓口で支払い「領収書」を受け取ります。

②施術者等に施術内容等の証明を受けます。（療養費支給申請書内に記載）

③以下の書類を揃え、健康保険組合にご提出ください。

□『療養費支給申請書』

『はり、きゅう用』または『あん摩・マッサージ・指圧用』の該当するものに記入。

また、「施術内容欄・施術証明欄は施術者」、「それ以外の項目は申請者（被保険者）」が記入をします。

なお、当健康保険組合は申請者（被保険者）以外の口座に給付金を支払いませので委任欄は記入しないでください。

□『領収書原本』（全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの）

□『医師の施術同意書（原本）』

※初療日から6か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の診察のうえ施術同意（再同意）を受けることが必要です。

また、同意期間内において2回目以降の請求については、医師の同意書の添付は省略または医師同意書（写し）の添付で差し支えありません。

□『施術報告書（写し）』（平成30年10月施術分より）

※施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。

□『往療状況確認書』

※往療の施術を受けた場合には、施術者等へ『往療状況確認書』の記入を受け申請書に添付をしてください。

用紙は組合ホームページからダウンロードして頂くか、お電話でご請求ください。

3. その他注意事項

※暦月ごとに申請してください

※療養費支給申請書及び添付書類（医師の施術同意書等）は平成30年6月20日付け保医発0620第1号に基づくものをご使用頂きます様お願い申し上げます。

※当健康保険組合において審査のうえ、支給決定を行います。

※医療機関との併用確認等のため、支給はおよそ施術月より4～5ヶ月後となります

4. 留意事項

- 平成31年1月施術分以降、施術者等からの申請があったものは、委任した被保険者へ申請書を返却させていただきます。

お手数ですが、償還払い（領収書（原本）等の添付）の手続きにより再申請をしてください。

- 申請書類等の取得や申請方法の詳しい内容などは、当健康保険組合ホームページをご確認ください。

以上

-----お問い合わせ-----

日本化薬健康保険組合 事務局

給付 担当：五十嵐、藤井

☎03-6731-5783